

亀岡市高齢者虐待対応マニュアル

平成26年3月改訂

亀 岡 市

はじめに

平成18年4月から「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され7年が経過しました。その間、平成24年10月には、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されました。

亀岡市では、「亀岡市高齢者虐待防止マニュアル」を作成し、高齢者虐待対応への環境整備を進めてきましたが、近年は関係者からの通報・相談件数も増加傾向にあり、関係機関の役割をより明確にしなければ対応が困難な複合的な要素が絡んだ事案も見られます。

そこで、このような事案により適切かつ迅速に対応するため、亀岡市高齢者虐待防止ネットワーク会議の監修のもと、日本社会福祉士会が発行している「市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き」及び「市町村・都道府県のための養介護施設従事者等による高齢者虐待対応の手引き」を活用し、以下の特徴を踏まえて見直しを行いました。

1 高齢者虐待対応段階の明確化

組織的に対応方針を決定して高齢者虐待に対応できるよう、組織的判断・決定の場として、虐待の有無等を判断する会議、対応方針等を決定する会議、終結後の評価を行う会議の実施を定めています。

2 法的根拠の明確化

高齢者虐待対応は、高齢者の生命や身体を保護するための法的責任に基づく介入が必要となる場面が多くあります。そのため、市町村権限の行使等について法令に基づいた対応であることを明確なものとしています。

3 高齢者虐待対応担当部署と地域包括支援センターの役割分担

高齢者虐待は地域包括支援センターと連携して対応する機会が多いことから、市担当部署と地域包括支援センターの役割分担を明確にしたものとしています。

4 高齢者虐待対応の帳票の作成

高齢者虐待対応のプロセスを明らかにし、対応経過等を記録・整理するために必要な様式を作成しています。

5 継続的な活用・見直し

関係機関等が高齢者虐待対応に対する理解を深めていただけるよう、研修等での活用を想定しています。また、高齢者虐待防止法は、施行後3年を目途として見直し等を検討し、必要な措置が講じられることとされています。本書も同法の見直し内容に合わせて定期的な改定を実施します。

結びに、作成に当たり御協力いただきました、亀岡市地域包括支援センター及び事業所等関係各所の皆様にお礼申し上げます。

平成26年3月 亀岡市健康福祉部

< 目 次 >

第1章 高齢者虐待の定義、発見時の対応	1
「高齢者」の定義	2
「養護者」の定義	2
「養介護施設従事者等」の定義	3
高齢者虐待の類型と具体例	3
養介護施設従事者等による身体拘束	8
高齢者虐待を発見した場合の対応	9
第2章 養護者による高齢者虐待への対応	11
1 初動期段階	14
相談・通報・届出の受付	15
初回相談の内容の共有と、事実確認を行うための協議	17
初動期段階の事実確認	18
高齢者や養護者への訪問調査	19
コアメンバー会議	21
虐待の有無の判断	24
緊急性の判断	25
対応方針の決定	26
2 対応段階	28
情報収集と虐待発生要因・課題の整理	29
虐待対応計画（案）の作成	34
ケース会議	35
評価会議	36
3 終結段階	38
第3章 養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応	39
1 通報・届出等の受付	41
通報等の受付 ～客観的な情報の収集～	41
2 事実確認の準備	43
情報共有と既存情報の収集・把握	43
事実確認の方法	44
被虐待高齢者等の保護先の確保	46
調査の実施体制 ～介護保険施設を例として～	46
調査時の確認事項、質問内容	48
調査へ持参する備品等	49
3 事実確認	50
調査の実施手順	51
4 ケース会議	58

ケース会議の実施	-----	5 9
調査結果の確認	-----	5 9
虐待の有無の判断	-----	5 9
緊急性の判断	-----	6 1
対応方針の立案：高齢者への対応	-----	6 1
対応方針の立案：養介護施設・事業所への対応	-----	6 1
対応方針の立案：通報者等への対応	-----	6 3
京都府への報告、対応内容の検討	-----	6 4
5 改善計画	-----	6 5
提出された改善計画の内容確認	-----	6 5
改善計画書の受理と評価時期の設定	-----	6 5
6 モニタリング・評価会議、終結	-----	6 7
モニタリング	-----	6 7
改善取り組みの評価	-----	6 7
終 結	-----	6 8
7 指定権限ごとの施設への対応及び都道府県との連携	-----	6 9
都道府県が指定権限を有する介護保険施設・事業所の場合	-----	6 9
市町村が指定権限を有する地域密着型介護保険事業所の場合	-----	7 0
介護保険事業所として未指定の養護老人ホーム、有料老人ホーム (含む未届施設) の場合	-----	7 1
京都府との連携	-----	7 2
第 4 章 高齢者虐待対応に関する市町村権限の行使	-----	7 3
立入調査	-----	7 4
やむを得ない事由による措置	-----	7 8
居室の確保	-----	8 3
面会制限	-----	8 4
成年後見制度	-----	8 5
様式集		
養護者による高齢者虐待対応編	-----	8 8
養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応編	-----	9 7
参考資料	-----	1 1 7

本書での表記	正式名称
高齢者虐待防止法	<p>高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年、法律第124号）</p> <p>※本書で条文のみ記載している場合、高齢者虐待防止法の条文を指している。</p>
障害者虐待防止法	<p>障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年、法律第79号）</p>
個人情報保護法	<p>個人情報の保護に関する法律（平成15年、法律第57号）</p>
厚生労働省マニュアル	<p>「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」（厚生労働省老健局、平成18年4月）</p>
厚生労働省調査	<p>厚生労働省が毎年行っている「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査」</p>
監査（立入検査等）	<p>介護保険法第76条等に基づく報告徴収・立入検査等、老人福祉法第18条及び第29条第7項に基づく報告徴収・立入検査</p>
実地指導	<p>介護保険法第23条、第24条に基づく文書の提出、当該職員への質問等</p>
不適切なケア	<p>「不適切なケア」とは、曖昧な概念であり定義も定かではありません。本書では「不適切なケア」を「高齢者虐待には該当しないが、サービス提供上何らかの問題があり、改善が必要な行為等」を指す表現として使用しています。</p>